

## 分配金ご対象者各位

神奈川県貨物自動車厚生年金基金  
清算事務局

## 厚生年金基金分配金について

日頃より、当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、この度分配金のご案内をさせていただきましたが、計算の詳細についてお問い合わせをいただいております。

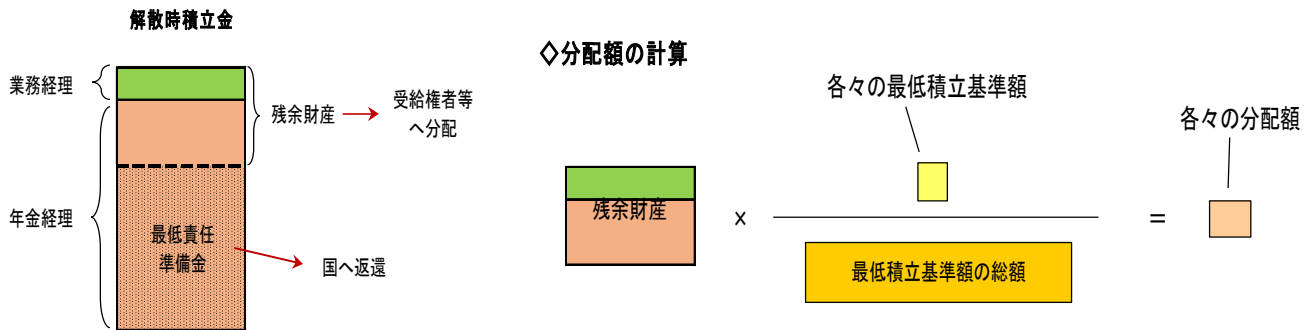
分配金の計算につきましては、下記の考えを基に計算をしています。個別明細の計算式をお出しするには、別途費用も掛かり、残余財産にも影響いたします。少しでも分配金に充てられるよう事務を進めていますのでHPにて考え方をご案内させていただきます。ご理解、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

## 記

## 1. 分配金の算出方法

個別の個人分配金は、各人の最低積立基準額に応じて解散基金加入員全員で按分します。

$$\text{分配金} = \text{残余財産} \times \frac{\text{各人の最低積立基準額}}{\text{基金全体の最低積立基準額}}$$



## \*最低積立基準額とは

これまでの加入期間に応じて発生している、または発生しているとみなされる給付（最低保全給付）の支払総額を現在価値に割引計算した金額です。

- 女子の平均余命は男子より長く、最低積立基準額が大きくなるため、分配額も多くなる傾向があります。
- 最低積立基準額は年金支給開始（予定）年齢から解散時年齢までの期間で割り引いて算出されるため、若い人ほど金額が小さくなる傾向にあります。
- 加入員期間が長いほど給付額は増加するため、最低積立基準額も大きくなる傾向にあります。
  - ・加入員期間が10年以上の方は年金受給資格があるため、一時金資格しかない方と比較し、最低積立基準額は大きくなります。
  - ・加入員期間が3年未満の場合は、加算部分の受給資格がないため、最低積立基準額は基本部分のみとなり、少額となります。
- 年金受給者については、既に年金を受け取られた期間が長いほど、あるいは年齢が高い方ほど最低積立基準額が小さくなる傾向にあります。